

## ESP 適用船等の船級維持検査に関する事項

### 改正規則等

鋼船規則 B 編  
鋼船規則検査要領 B 編  
(日本籍船舶用)

### 改正理由

IMO 第 80 回海上安全委員会 (MSC80) において、ばら積貨物船及び油タンカーに対する強化された検査計画 (ESP) に関する基準である総会決議 A.744(18) の改正が、決議 MSC.197(80) として採択された。また、IACS は、決議 MSC.197(80) に対応すべく ESP 適用船の検査に関して統一規則 Z10 シリーズの改正を行った。

ただし、本会は、IACS 統一規則 Z10 シリーズのうち、バラストタンクの塗装状態に関する判定基準に関する規定の取入れを留保しているため、同 Z10 シリーズの改正には対応しないこととした。

そのため、今般、ばら積貨物船及び油タンカーに対する強化された検査計画 (ESP) に関して、IMO 決議 MSC.197(80) に基づき、関連規定を改めた。併せて、IACS 統一規則 Z7 等との不整合についても改めた。

### 改正内容

主要な改正点は以下のとおり。

- (1) 建造後 15 年を超えるダブルハル油タンカーについて、加熱管を備えるタンクに隣接するバラストタンクについては毎年検査するよう規定した。
- (2) SOLAS 条約 XII 章に規定される損傷時復原性要件に適合しない現存ばら積貨物船について、最前端貨物倉に対する年次検査の要件を改めた。
- (3) ばら積貨物船の年次検査及び中間検査における倉口蓋に対する効力試験の要件を改めた。
- (4) 建造後 5 年を超え 10 年以下の一般乾貨物船の定期検査における倉口蓋の板厚計測要件を改めた。